

議案第 86 号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第 2 条の 4 に規定する場合にあっては、2 歳に達する日）」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第 2 条の 4 に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の 1 歳 6 箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第 2 条の 3 第 2 号中「この条において」を削る。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場

合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その

実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員又は当該非常勤職員の配偶者がその養育する子が1歳6箇月に達する日において育児休業をしている場合であって、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には、当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとすること等のため、この条例を制定するものである。